

任意継続健康保険の加入手続きについて

退職等で健康保険の資格を喪失した場合、ご自身で健康保険の加入手続きを行う必要があります。
協会けんぽの任意継続に加入を希望される場合の加入要件等は下記のとおりとなります。

手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部
加入要件	○退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ○退職日の翌日から20日 ^(※) 以内に協会けんぽ支部へ「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること(必着) ^(※) 提出期日が土日・祝日の場合は、翌営業日までとなります
保険料	在職時の約2倍(上限あり)

資格取得をお急ぎの場合

事業主様より「任意継続被保険者資格取得申出書」の「資格喪失証明欄」をご記入いただくか、退職日が確認できる書類(退職証明書のコピー、雇用保険被保険者離職票のコピー等)を添付いただくことで、通常よりも早く任意継続の資格取得処理が可能となります。
※書類に不備等が無ければ、申請後1週間程度で手続きが完了します。

令和7年1月から **自動音声案内の内容を変更**しております

☎ **075-256-8630** (代表)

《音声案内に従って、番号をお選びください》 ※音声案内の途中でもお選びいただけます。

- 0 マイナ保険証や資格情報のお知らせ・資格確認書についてのご相談**
 - マイナ保険証 ●資格情報のお知らせ
 - 資格確認書 ●オンライン資格確認
- 1 健康保険制度や申請方法についてのご相談**
 - 健康保険に関するお手続きや申請方法 ●申請書の送付依頼
 - 制度に関するお問い合わせ
- 2 すでにご申請いただいている方で各種給付金の処理状況や健康診断のご相談、自治体、医療機関の方**
 - ① 各種給付金、健康保険のご申請についてのご相談**
 - 傷病手当金、高額療養費、療養費(立替払・治療用装具・柔道整復・鍼灸)等
 - 退職後の健康保険(任意継続) ●限度額適用認定証等の交付
 - ② 健康診断・保健指導についてのご相談**
 - 健康診断・保健指導 ●事業者健診結果データ提供 ●健診機関からの費用請求
 - ③ 交通事故・労災保険・レセプト・返納金についてのご相談**
 - 負傷原因の照会 ●第三者行為(交通事故等) ●労災保険の切り替え
 - 協会から返戻されたレセプト(医療機関、薬局) ●医療費の返納金 ●医療費のお知らせ
 - ④ その他のお問い合わせ**
 - 保険料率 ●評議会 ●健康保険委員 ●健康事業所宣言 ●個人情報開示
 - 情報提供サービス ●ジェネリック医薬品

3 その他のご相談



2025

03

全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

健康保険 きょうと

職場内で掲示・回覧をお願いいたします



令和5年度の**インセンティブ制度**の結果は

19位 / 47支部

令和4年度実績
20位

皆様の
取り組みで
保険料が
変わります!

インセンティブ制度とは

加入者の取り組み実績等を5つの評価指標に基づいて全国47支部を順位付けし、**上位15支部**に対してインセンティブを付与することで、翌々年度の保険料率に反映させる仕組みです。



健康づくりに取り組む



上位15支部に入る

保険料率の
引き下げにつながる



5つの評価指標

1 特定健診等の実施率

8位

自覚できない症状や忍び寄る病気を見逃さないためにも、協会けんぽの健診を毎年受けましょう。(協会けんぽ以外の健診を利用されている場合は、健診結果データのご提供をお願いします。)

令和7年度のお得な健診の詳細は次のページへ▶

3 特定保健指導対象者の減少率

5位

特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組ましましょう。
特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに必要に応じて医療機関を受診しましょう。

2 特定保健指導の実施率

38位

健診を受けた後の行動が重要です。
健診結果で対象となった方は、必ず受けましょう。

4 要治療者の医療機関受診率

36位

高血圧症、糖尿病等の生活習慣病は、自覚症状がないまま徐々に進行していきます。
健診で「要検査」「要治療」と判定された方は、必ず医療機関を受診しましょう。

対象：40歳～74歳の生活習慣病発症リスクのある方

▼受け方は4通り▼

- ① 健診当日に健診機関で実施
- ② 事業所に訪問
- ③ 遠隔面談
- ④ 協会けんぽ京都支部窓口で面談



詳細はこちら

5 ジェネリック医薬品の使用割合

35位

医療機関・薬局でお薬を受け取る際に、**ジェネリック医薬品**を選択することで、皆様のお薬代負担の軽減と医療保険財政の改善につながります。

令和7年度生活習慣病予防健診のご案内

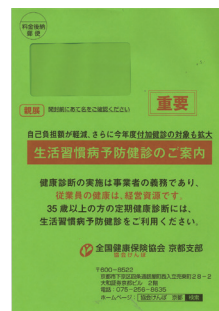
生活習慣病予防健診 被保険者(ご本人)様の健診について

令和7年度の生活習慣病予防健診のご案内(パンフレット)は、緑の封筒(角2)にて、**3月下旬**に事業所様へお届けします。
緑の封筒(角2)に、健診の補助の**対象者一覧**が同封されておりますので、ご確認をお願いいたします。

生活習慣病予防健診対象者一覧の内容について

対象者様の名前の横に、利用できる補助の内容が記載されています。

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	・問診・診察等・身体計測・血圧測定 ・尿検査・便潜血反応検査・血液検査 ・心電図検査・胃部レントゲン検査 ・胸部レントゲン検査	35歳~74歳の方 (75歳の誕生日の前日まで)	最高 5,282円
	・眼底検査※医師が必要と判断した場合のみ		最高 79円
子宮頸がん検診(単独受診)	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	20歳~38歳の 偶数年齢の女性の方	最高 970円



▲緑の封筒(角2)



▲対象者一覧

+ 一般健診 に追加できる健診 **!** 単独受診はできません

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額	
付加健診	・尿沈渣顕微鏡検査・血液学的検査 ・生化学的検査・眼底検査 ・肺機能検査・腹部超音波検査	一般健診を受診する 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、 65歳、70歳の方	最高 2,689円	
乳がん検診	・問診・乳房エックス線検査 ・視診・触診 ※視診、触診は医師の判断により実施	一般健診を受診する 40歳~74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高 1,013円	40歳~48歳 最高 1,574円
子宮頸がん検診	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	一般健診を受診する 36歳~74歳の偶数年齢の女性の方 ※36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可	最高 970円	

○対象者の年齢は令和7年度に当該年齢に達した時の満年齢です。

生活習慣病予防健診についてよくある質問

Q.手続きが面倒なのは?

A. 健診機関へ予約する際に、「協会けんぽの生活習慣病予防健診の補助を利用する」旨を伝えていただくだけで、支払額が補助利用後の金額(上記自己負担額)となります。
※協会けんぽへの事前・事後申請等は不要です。

Q.どこの健診機関で受診できますか?

A. 京都府内にある70機関以上の健診機関でご受診いただけます。下記の二次元コードから、お近くの健診機関をお探しください。

※京都府外の健診機関でもご受診いただけます。

実施機関については、協会けんぽ各支部のホームページをご覧ください。



詳細はこちら

資格喪失日・扶養解除日にご注意ください

4月は、就職・転勤・退職などの理由により、健康保険の資格を切り替えするため、資格喪失届・被扶養者異動届のご提出が大変多い時期です。

資格喪失日・扶養解除日の日付、 お間違いありませんか?

資格喪失届・被扶養者異動届において資格喪失日や扶養解除日を誤って記載したことにより、**ご本人様が意図せず受診日に健康保険の資格がない状態**となってしまう、後日医療費をお返しいただくよう返納金通知書をお送りするケースが発生しています。



日付の記載誤りが多いケース

- CASE 01** 年度を誤って届出
×「**令和7年**4月1日」に資格喪失したのに、「**令和6年**4月1日」と1年誤って記入
- CASE 02** 退職に伴う資格喪失届の資格喪失日欄に「退職日」を記入して提出
→「**退職日の翌日**」が資格喪失日です
令和7年3月31日退職の場合の資格喪失日 ○ **令和7年4月1日** × **令和7年3月31日**
- CASE 03** 扶養家族の就職に伴う異動届の扶養解除日を誤って提出
→「**就職先への入職日**」が扶養解除日です
令和7年4月1日就職の場合の扶養解除日 ○ **令和7年4月1日** × **令和7年3月31日**
- CASE 04** 亡くなられた方について、資格喪失(扶養解除)日欄に「死亡日」を記入して届出
→「**死亡日の翌日**」が資格喪失(扶養解除)日です
令和7年3月31日死亡の場合の資格喪失(扶養解除)日 ○ **令和7年4月1日** × **令和7年3月31日**

日本年金機構へ訂正をいただく場合、訂正届以外に確認書類が必要となる場合があります。

ご協力のお願い

資格取得(扶養認定)や資格喪失(扶養認定解除)の提出が遅れると、ご受診時に健康保険の加入資格情報が正確に確認できないことがあります。各種届書は速やかに日本年金機構京都事務センターへご提出いただきますようお願いいたします。

資格喪失(扶養認定解除)の際の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

保険証		令和7年12月1日までに資格喪失(扶養認定解除)の場合、資格喪失届(被扶養者異動届)に保険証を添付して返却してください。 令和7年12月2日以降の資格喪失(扶養認定解除)の場合、保険証の返却は不要です。
資格情報のお知らせ		返却は不要です。
資格確認書		有効期限内の資格喪失(扶養認定解除)であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。